

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の特例公債の発行に係る規定等を整備する規定について、平成 28 年度における特例公債の発行に係る規定を整備する規定に改めるものとする。

(第 2 条関係)